

財務省告示第二十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	の条項及びそ	発行方法	払込金額	額面金額の	種類	発行行	発行価格	利率
利付国庫債券（十年）（第二百四十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一	条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で二千四百一億円	額面金額で二千四百一億円	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十二月二十日	十三銭
									年一・〇パーセント
									平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

